

介護事業所の運営規程や重要事項などの情報 「電子申請のトリセツ」では運営規程や重要事項のひな形を紹介 ～標準タイプの東京都と、完璧タイプの大阪府でもこんなに違う～



介護事業所の運営規程や重要事項をサポート

介護業界の電子化や公表化を支援する公表システムサポート株式会社（東京都新宿区）では、2025年5月より、「電子申請のトリセツ」重要事項サポートプランをリリースしました。

この重要事項サポートプランでは、介護事業所の運営規程や重要事項にフォーカスして、代表的なサービス地域やサービス種別のひな形など、紹介しています。

「電子申請のトリセツ」重要事項サポートプランは

介護事業所の運営規程や重要事項にフォーカスして、基本的な制度や規程の解説から、これまでの改定を踏まえた重要事項のチェック、「書面掲示」と「電子掲示」を組み合わせた掲示・公表方法など解説しています。

- ・URL：https://www.kaigokensaku.net/support-plan/contract_member/
- ・対象者：介護事業所の代表者や管理者
- ・主な内容：解説するスライド、チェックするフローチャート、「書面掲示」と「電子掲示」を組み合わせた掲示・公表方法、ひな形（事例集）など



こちらより



重要事項サポートプランの解説コンテンツより、ひな形紹介

介護事業所を運営する代表者や管理者の方からは、運営規程や重要事項のひな形や記入例がないか要望を受けることがあり、その書式や文言などの表現についても、近年の改定に合わせて見直しをしたい意見がありました。

そこでこのプレスリリースでは、介護事業所の運営規程や重要事項などの情報を、かんたんに調べて参考にする、ひな形（事例集）をご紹介します。

介護事業所の運営規程や重要事項のひな形を紹介

- ・標準タイプの東京都のひな形：記入例は
- ・完璧タイプの大阪府のひな形：記入例は
- ・東京都と大阪府のひな形：記入例を検証

<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL：info@kaigokensaku.net WEB：<https://www.kaigokensaku.net/>

介護事業所の運営規程や重要事項のひな形を紹介

◆標準タイプの東京都のひな形：記入例は

東京都の運営規程などの情報は、標準的なひな形や書式で示していることが多く、東京都のひな形が、全国的な記入例になっているケースもあります。（代表的なケースでは、有料老人ホームの重要事項説明書など）

そして東京都福祉局のホームページでは、事業所向けの介護サービス情報やお知らせを情報提供しており、このページ上に運営基準や運営規程の記入例が掲載されています。

ケース事例：東京都福祉局「介護サービス情報」

運営規程や重要事項

- ・人員、設備及び運営に関する基準について
- …(中略)…
- ・運営規程の例
- ・料金表の例

タブの右側へクリックすると、居宅サービスの種類ごとの情報が展開します。(施設サービスの情報掲載はなし)

参考情報
東京都福祉局「東京都介護サービス情報」
東京都福祉局「事業者へのお知らせ(通知文書等)」

管轄行政は、都道府県他に政令市・中核市などの市区町村、業務委託を受けている団体がありますので、地域ごとの指導・監督者へ確認してください

出典：東京都福祉局ホームページより引用・編集

出典：東京都福祉局ホームページより引用・編集

◆東京都の運営規程の記入例：訪問介護のケース

訪問介護の運営規程の記入例を見ると、必要な要件や内容が展開するもので、その書式や文言などの表現は必要最低限のものになっています。

東京都の運営規程の記入例：訪問介護の場合

この記入例は令和5年10月時点のものになり、近年の社会情勢や事業環境を踏まえた重要事項の追加やインターネット上で掲載・公表は、まだ掲載されていない状況です。(2025年5月時点での情報)

出典：東京都福祉局ホームページより引用・編集

この記入例は令和5年10月時点のものになり、近年の社会情勢や事業環境を踏まえた重要事項の追加やインターネット上で掲載・公表は、まだ掲載されていない状況です。(2025年5月時点での確認)

出典：東京都福祉局ホームページより引用・編集

<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL : info@kaigokensaku.net WEB : https://www.kaigokensaku.net/

◆完璧タイプの大阪府のひな形：記入例は

大阪府で介護事業所を新規に申請・開設する際には、行政への事前説明やチェックが多く、事業所の運営についても、行政からの調査や指導が細く見られる地域特性があります。特に大阪府では、高齢者住宅に隣接する訪問介護・訪問看護の過剰なサービス提供を抑制するために、行政が事業所を厳しくチェックして、運営指導を行うケースもあります。（代表的なケースでは、高齢者住宅に隣接する介護事業所や、同一建物内でのサービス提供など）

そして大阪府福祉部のホームページでは、事業所向けの様式ライブラリーを情報提供しており、このページ上に運営規程や重要事項説明書の記入例が掲載されています。

ケース事例：大阪府福祉部「様式ライブラリー」

運営規程や重要事項

- 1.運営規程記入例
- 2.重要事項説明書モデル様式

画面をスクロールすると、居宅サービスの種別ごとの情報が展開します。(施設サービスの情報掲載も別ページにあり)

参考情報

- [大阪府福祉部「指定居宅サービス事業者 > 様式ライブラリー」](#)
- [大阪府福祉部「介護保険施設\(特養、老健、療養、医療院\)事業者 > モデル様式ライブラリー」](#)

出典：大阪府福祉部ホームページより引用・編集

出典：大阪府福祉部ホームページより引用・編集

◆大阪府の運営規程の記入例、重要事項説明書のモデル様式：訪問介護のケース

この記入例は令和6年11月と令和7年2月時点のものになり、近年の社会情勢や事業環境を踏まえた重要事項の追加やインターネット上で掲載・公表にも対応した、モデル様式になっています。(2025年5月時点での確認)

大阪府の運営規程の記入例、重要事項説明書のモデル様式：訪問介護の場合

この記入例は令和6年11月と令和7年2月時点のものになり、近年の社会情勢や事業環境を踏まえた重要事項の追加やインターネット上で掲載・公表にも対応した、モデル様式になっています。(2025年5月時点での情報)

出典：大阪府福祉部ホームページより引用・編集

訪問介護の運営規程の記入例を見ると、記入例と並んで留意事項等がコメントされており、書き方や表現を細かに補足する情報が掲載されています。

出典：大阪府福祉部ホームページより引用・編集

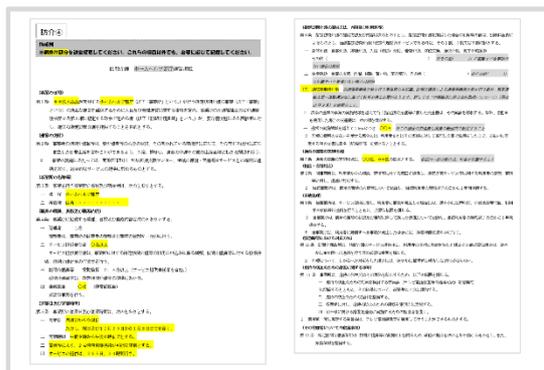
<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL : info@kaigokensaku.net WEB : https://www.kaigokensaku.net/

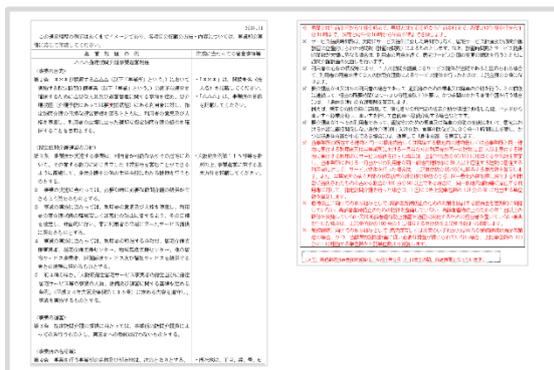
◆東京都と大阪府のひな形：記入例を検証

このように東京都と大阪府のホームページに掲載されている、運営規程や重要事項のひな形：記入例を比べても、その書式や文言などの表現は、大きく傾向が分かれる形となりました。（2025年5月時点での確認）

東京都のひな型



大阪府のひな型



- ・その書式や文言などの表現は必要最低限のもの
- ・近年の社会情勢や事業環境を踏まえた重要事項の追加やインターネット上で掲載・公表が必要

- ・書き方や文言・表現を細かに補足する情報が掲載されており、規程する事項や分量も多い
- ・社会情勢や事業環境を踏まえた重要事項の追加やインターネット上で掲載・公表に対応

出典：東京都福祉局ホームページ、大阪府福祉部ホームページより引用・編集

標準タイプの東京都のひな形

東京都の運営規程の記入例は、必要最低限の内容を掲載したい傾向が見られ、その文言や表現は簡潔な文章で、コンパクトな分量に収められています。

また情報更新の時点がやや古く、最近の令和6年度の改定を踏まえた重要事項の追加や、インターネット上で掲載・公表する旨の記載が必要となります。

完璧タイプの大阪府のひな形

その一方で大阪府では、運営規程の記入例と重要事項説明書のモデル書式をセットで公表しており、その書き方や文言・表現を細かに補足する情報が掲載されており、規程する事項や分量も多くなってしまいう傾向が見られます。（情報更新の時点が新しく、最近の令和6年度の改定を踏まえた項目も記載済み）

加えて管轄する行政側から注視する部分がフォーカスされる意図も読み取れ、高齢者住宅に隣接する介護事業所や、同一建物内でのサービス提供などが赤字で掲載されて、そのサービス内容を細かに規程する部分も強調されています。

出典：東京都福祉局ホームページ、大阪府福祉部ホームページより引用・編集

このプレスリリースでは、介護事業所の運営規程や重要事項のひな形として、東京都と大阪府の記入例を取り上げましたが、管轄する行政によっても、法務面の書式や文言などの表現、規程する細かさのレベルは分かれる傾向になりました。

介護事業者の目線で、これから運営規程や重要事項などを見直す際には、管轄する行政のホームページや発表資料をチェックして、地域ごとの運営基準やローカルルール（独自ルール）を確認して、法務面の書式や文言などの表現、規程する細かさのレベルをチェックした方が良いでしょう。



[ひな形（事例集）の一括ダウンロードは会員コンテンツへ](#)

<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL : info@kaigokensaku.net WEB : https://www.kaigokensaku.net/

「電子申請のトリセツ」重要事項サポートプランは

3つのステップに分けて、介護事業所の目線で解説しています

重要事項サポートプランでは、「介護事業所の運営規程や重要事項の情報」にフォーカスし、3つのステップごとに分けて、重要事項のチェック、書面掲示と電子掲示を組み合わせた公表方法、ひな形などを解説しています。



さまざまな介護事業所さん向けに、個別サポートやお試しサポートも用意しています

◆個別サポートの対応

それでも難しい運営規程や重要事項の情報なので、...お困りの方には個別サポートにも対応しています。
(サポート内容によっては、要調整となる場合があります)

個別サポートの対応

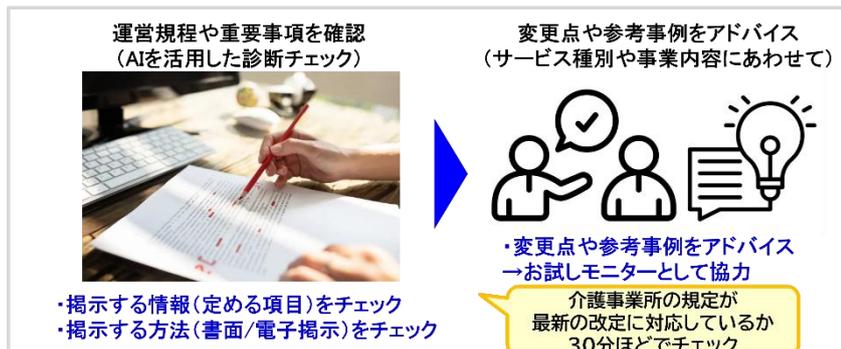


グループ店/FC店/事業継承ならではの
情報揭示の手続きなどもサポート

◆重要事項のお試しサポート

新宿区の介護事業所を対象に、介護事業所の運営規程や重要事項をチェックして、変更点や参考事例をフィードバックします。(7月末までに、8~9事業所ほどを想定)

お試しサポートの対応 (無料)



新宿区の事業所向けに、7月末まで8~9事業所ほどを想定

<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL : info@kaigokensaku.net WEB : https://www.kaigokensaku.net/

プレスリリースについて〔お問合せ先〕

「公表システムサポート」運営事務局

- ・所在地：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-32-10
新宿区立高田馬場創業支援センター
- ・事務局（代表）：高瀬 誠
- ・連絡先：<mailto:info@kaigokensaku.net>
- ・WEB：<https://www.kaigokensaku.net/>



公表システムサポート
ギューンとDX!



<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL : info@kaigokensaku.net WEB : <https://www.kaigokensaku.net/>